

共済組合受付印

組 合 員 異 動 報 告 書

所属所名					
所属コード					
組合員証番号	氏 名	発令（異動）年月日	旧所属所名	提出の理由	前の任用と引き続いているか（※）
01		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
02		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
03		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
04		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
05		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
06		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
07		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
08		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
09		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
10		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
11		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
12		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
13		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
14		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
15		令和 年 月 日			引き続く・引き続かない
上記のとおり報告します。		職名			
公立学校共済組合三重支部長 様		所属所長	氏名		
令和 年 月 日		TEL	—		

※ 県費外職員のうち、前の任用と今回の任用の間に空白期間がある場合で、その前後の任用が事実上引き続いているかどうか記載してください。

（注記）注意事項や添付書類については裏面をご覧ください。

1. 提出対象者

組合員が下記のいずれかに該当したときは当様式にて申請してください。該当したと同時に所属所を異動したときは、異動先の所属所からご提出ください。

- (1) 一般組合員が短期組合員になったとき、又は短期組合員が一般組合員になったとき。
- (2) (一般・短期) 船員組合員が(一般・短期) 組合員になったとき、又は(一般・短期) 組合員が(一般・短期) 船員組合員になったとき。
- (3) 既に公立学校共済組合三重支部の組合員となっている県費外(市町費・看護大学・三重短期大学) 職員について、次のような異動があったとき。
 - ① 県費職員であった者が、県費外職員となったとき。
 - ② 県費外職員が所属所の異動のため、公立学校共済組合の所属コードが変わるとき。

2. 添付書類

複数の事例に該当したときは、添付書類もそれぞれご提出ください。

- (1) 一般組合員と短期組合員の間で異動があったとき、組合員が65歳未満であり、かつ20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいる場合
「国民年金第3号被保険者関係届」を提出してください。その際、異動日をもって「該当」としてください。その際の添付書類は不要です。
- (2) 短期組合員が一般組合員となったとき
「年金加入期間等報告書」を提出してください。
- (3) 船員組合員と組合員の間で異動があったとき
「組合員証(原本)」を提出してください。発行されている方は被扶養者証、限度各適用認定証等も併せて提出してください。
- (4) 市町費職員が提出対象者に該当したとき
「異動先の発令事項が分かる辞令等の写し(原本証明不要)」を提出してください。

3. その他の手続き

一般組合員が短期組合員になるときは、**異動前の所属所から**「再任用等報告書」に「人事記録カードの写し(要原本証明)」もご提出ください。県費教職員で任期付職員については添付不要です。

異動前後の所属所が同じ場合は、当様式と一緒にご提出いただいて構いません。